



発行
東京都

目次

告 示 (公)
○警備員等の検定の実施（11社）……………1

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第129号
警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月4日

東京都公安委員会
委員長 廣 瀬 道 明
記

- 1 検定の実施期日及び時間
(1) 学科試験
令和7年7月5日（土曜日）
午前8時30分から午前11時まで
(2) 実技試験

- 令和7年10月4日（土曜日）
午前8時30分から午後4時30分まで
2 検定の実施場所
品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試験場

- 3 検定の実施種別
規則第1条第2号の警備業務（以下「施設警備業務」という。）に係る規則第4条に規定する1級の検定（以下「1級検定」という。）

- 4 検定予定人員
20名

- 5 受検対象者
(1) 規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
(2) 東京都公安委員会が前(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

- 6 検定申出の要領
検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。
なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。
(1) 検定申出の受付期間
令和7年5月19日（月曜日）及び同月20日（火曜日）の2日間
午前8時30分から午後4時30分まで

- (2) 受付専用電話
警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
03（3581）8201
7 申請手続

- (1) 受付期間
令和7年5月28日（水曜日）から同月30日（金曜日）までの3日間
午前8時30分から午後4時30分まで
(2) 受付場所

- 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。
ア 東京都内の住所地在を管轄する警察署
イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署
(3) 申請書類
ア 検定申請書 1通
イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉
ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通
(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地在を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在が明らかとなる書面
(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書
ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれ

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
 電話 〇三(五三二)一一一(代)
 郵便番号 163-8001
 定価 本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 印刷所 三鈴印刷株式會社
 東京都千代田区神田神保町二丁目三十三番地一
 電話 〇三(五二七六)〇八一(代)
 郵便番号 101-0051